

2 高高齢第 147 号
令和 2 年 5 月 1 日

各介護サービス事業所 管理者 様

高知県地域福祉部高齢者福祉課長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所（通所・短期入所等）の対応について（その2）（通知）

日頃から、本県の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域の拡大に伴う対応につきましては、別紙「緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所（通所・短期入所等）の対応について（令和2年4月17日付け2 高高齢第100号通知）」等に基づき取り組んでいただいているところです。

現在、国において検討されている「緊急事態宣言」の実施期間の延長が決定された場合におきましても、同通知により依頼しましたサービスの継続をはじめ、利用者の支援や感染防止対策の徹底など、すべての事項について、継続して対応いただきますようお願いいたします。

高知県地域福祉部高齢者福祉課
電 話：088-823-9630
F A X：088-823-9259
E-mail：060201@ken.pref.kochi.lg.jp